

## 最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について

国は、平成25年の生活扶助基準改定を違法とした最高裁判決（令和7年6月27日）を受け、当該改定により影響を受けた期間の保護費等を追加給付することを決定しました。区においても国の決定を踏まえ、対象となる世帯に対し保護費等の追加給付を実施します。

### 1 対象となる世帯

- (1) 区で生活保護を受給している世帯（以下「保護世帯」といいます。）  
想定件数 1,800世帯
- (2) 過去に区で生活保護を受給していたが、現在は廃止している世帯（以下「廃止世帯」といいます。）  
想定件数 2,900世帯
- (3) 中国残留邦人等に対する支援給付の対象となる世帯  
想定件数 30世帯

### 2 追加給付の概要

- (1) 追加給付の範囲
  - ア 平成25年8月から平成30年9月までの基準生活費
  - イ 平成25年8月から令和8年3月までの期末一時扶助、障害者加算等

#### (2) 給付額

対象期間における保護費について、当時の減額率△4.78%を新たな調整による減額率△2.49%として再計算し、給付済額との差額を給付します。

例（平成25年8月から令和8年3月まで区で生活保護を受給している世帯）

・高齢者単身世帯（75歳、障害等級1・2級）		
給付額	190,480円	
内訳	基準生活費の追加給付	95,000円
	期末一時扶助	4,350円
	冬季加算	350円
	障害者加算	90,780円

・夫婦子1人世帯（30代夫婦、子3～5歳）		
給付額	196,930円	
内訳	基準生活費の追加給付	189,000円
	期末一時扶助	7,330円
	冬季加算	600円

### （3）法的な位置付け

#### ア 保護世帯

- ・保護世帯 生活保護法に基づき保護費を給付
- ・廃止世帯 生活保護法の取扱いに準じて行政措置として保護費を給付

#### イ 中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人等支援法第14条により、生活保護と同様の取扱いとします。

### 3 所要経費の見込み

276,000千円

- ・保護費 約191,000千円（国庫負担3/4、区負担1/4）
- ・事務費 約85,000千円（国庫補助10/10）

※保護世帯への給付については、来年度当初予算での対応を予定

廃止世帯への給付及び事務費については、来年度中の予算措置を予定

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月 区ホームページ掲載

6月 保護世帯への給付開始

8月 廃止世帯への給付開始